

# 活法殺法（柔道整復術の源）の歴史と医術武術の歴史 ～活法・殺法の歴史は、医術・武術の歴史となり得るか～

郡 佳子\*、甲斐 範光\*、大野 均\*、畑山 元政\*、  
長須 達也\*、橋本 泰央\*、川崎 一朗\*\*

\* 帝京短期大学 \*\* 帝京平成大学

The history of KAPPO-SAPPO (the origin of Judo-Therapy) and medical martial arts  
～ Is it possible that the history of KAPPO-SAPPO would be the history of medical martial arts? ～

Yoshiko KOORI\*, Norimitsu KAI\*, Hitoshi OHNO\*, Motomasa HATAKEYAMA\*,  
Tatsuya NAGASU\*, Yasuhiro HASHIMOTO\*, Ichiro KAWASAKI\*\*

\* Teikyo Junior College

\*\* Teikyo Heisei University

## 要 約

柔道整復師の協定教科書とされる、柔道整復学・理論編（全国柔道整復学校協会 監修）に記載されている活法殺法の歴史と、医術武術の発展の歴史が同義であるかの如き文言に疑念を抱き、古文書や公の史書を調べ、一語でもこれが証明されるのであれば史実に近づく道筋が出来ると考えた。しかし活法という語はテキストに記載されている時代には存在せず、西洋医学が伝来した明治以降に初めて出現する。

この日本古来の医術が武術の一方向より発達したか否かの明確で無いままの論調は、柔道整復師の歴史を曲解させるものであり、様々な問題を発生させているものと考えられ、問題提起を行った。

## はじめに

この度、私が活法・殺法について詳しく調査する事になったのは、「柔道整復師国家試験」を受験するために使用されるテキストにある一文に疑念を持ったためである。

社団法人全国柔道整復学校協会が監修、同法人教科書委員会が編集した「柔道整復学理論編」の中にある「1－柔道整復術および柔道整復師の沿革」の「A－沿革」の「2－柔道整復の基本概念の成立」の中の記事である。疑念を持った文章は4つのパートに分類できる。

- A－戦国時代の武道の書物には「殺法」「活法」に関する記述があるが
- B－殺法は武技そのもので
- C－活法は、傷ついた物の治療法、手当であり、骨折、脱臼、打撲、捻挫などの外傷を治すもので、出血、仮死者に対する蘇生法なども含まれている。
- D－この殺法と活法は、「文武」の道として表裏

一体となって進歩発展し、殺法は武術の殺戮手段として用いられてきたが、時代の変遷とともに、その一部は保険と精神修養の手段として、その技を競技や運動として楽しむスポーツの中に組み入れられながら現在行われている。一方、活法は医療の一部として柔道整復術へとそれぞれ発展して今日にいたっている。<sup>1)</sup>

この4つのパートから成る一文は、私の知り得る情報との相違点があり、この機会に正確な情報として形を残しておきたかった。

## 1. 戦国時代の武道の書物には「殺法」「活法」に関する記述があるか

戦国時代とは、西暦1467年の応仁の乱から1573年の織田信長による足利義昭追放までとする説が有力であるが、おそらくテキストの編者は、誤って徳川幕府江戸初期までを含めていると考えられる。

いわゆる戦国時代には武道という個人戦の戦術などあまり役に立たないので公の機関では個人戦の技術論

を書くとは考えにくい。

また、「武道の書物」とあるが、当時の武道とは、武の道の心構え、即ち武士道の事であり、戦国時代の武士道書には精神論や中国古代の兵法解釈論が書かれていたのである。

殺戮の手段や治療の手段である「殺法」「活法」などはどこにもみられない。

さて、武道の書物が武術の書物という意味であったと広く仮定して考えてみても、これは各流派の継承者にのみ伝わる伝書であるため、他流派もしくは一般人には読むことができない。

読むことの出来る出版物として現在世に在るものを調べる場合、戦国時代に書かれたという武道の書物は存在しない。そこで範囲を拡げて西暦1300年（室町時代）から1800年（江戸時代中期）の間に書かれた書を、この範疇とする。

私が、この範囲の「武道書」「武術書」を一通り調べてみたが、「殺法」「活法」の言葉を見つけることができなかった。「殺法、活法の存在はあり、記述ではなく、口伝である。」との意見も聞いたが、テキストには「記述があり」と書かれている。

## 2. 殺法は武技そのものか

兵法の発展は、戦争の発達と同義である。

より多くの敵兵をより早く殺傷し得る方法であり、より確実に敵将を討ち、より多くの適陣を手中にする方法である。

「殺法」という言葉を用いるのは、小具足を中心とした、武器の使用が困難な、俄か兵隊の技術に該当するものである。兵法軍学では別に「勝法」という言葉がある。

我が国の武技は、日本刀を用いる剣術、槍を用いる槍術、銃や大筒を用いる砲術、素手で敵を制圧する柔術が中心である。しかしこれらには殺法と呼ばれた歴史はない。

語を解釈するとしても、殺法とは無意味な殺生を完遂する為の武術的技術と考えられても、総体的な武術とは考えにくい。柔術の祖と考えられている竹内流柔術の伝書「竹内系書古語伝」には「客曰ク、凡ソ敵二向ヒ、速ヤカニ殺傷降伏ヲ成疾セシム、是ヲ兵法ト謂フ」とある。<sup>2)</sup>

これは野戦における長刀の不利を、小刀を用いることで有利に運ぶ方法を記した一文である。ここには「殺傷」という言葉があり、これが達成されれば兵法なのである。

しかし馬の胴を切断するほど強い日本刀胴太貫（どうたぬき）を構えて殺法と言うか。

銃を人に向けて殺法と言うのだろうか。これは法ではなく、殺は単なる殺人の意味となる。

ゆえに、この語は日本人の発想から出た語ではなく、近代の外来種であると推測する。即ち、テキストに用いられている「殺法は武技そのもの」という言葉は、単語の意味を解説したものではなく、武術の代義語として用いたものと推察されるが、代義語として用いる資格のある言葉ではないと考えられる。

## 3. 活法は治療法か

活法とは、気絶した者への蘇生法である。

この語は戦国時代の書物に見つけることはできなかった。ようやく見つける事が出来たのは明治時代に著された書である。

戦国時代から江戸時代にかけて行われていた医術は、二つ。

漢方医学の御公儀医と、民間医学の金創医であった。共に活法と言われた記録は無い。

後年、誰かが医学的な分類も不確実に、活法と付けたものと推測する。

活法・殺法という言葉が誤解されるのも、このころの民間兵法を伝承している家が、兵法を知らないで伝えてしまったところに端を発している。あたかも医学を知らないで漢方薬を煎じて飲ませていたのと同じである。

活法とは水難での溺者や、高所からの落下者が仮死状態に陥った際に施される蘇生法である。

傷ついた者に対する治療や手当は医法が施され、活法は仮死者に対してのみ施された。

すなわち、活法を治療法とすることには医学の範囲的に無理がある。

仮死者を復活させた方法だから、復活法という意味で活法と称したとも考えられる。

## 4. 殺法と活法は「文武」の道として表裏一体となって進歩発展したのか

結論から言えば、殺法は武術の事ではないし、活法は医学や文化的なものではない。

殺法は武術の殺戮手段として用いられてきたのではない。このテキストの記事担当者が言う殺法とは、徒手打撃技術の中でも最も効果の怪しい「当身術」のことである。急所を指先や拳、手刀等で突いたり叩いたりするのだ。武道書の中で「殺法」が出てくるのは、この当身術だけである。

戦争時兵隊は甲冑を着けており、素手により当て身は役に立たない。武士は甲冑を着け、徴兵された兵士



図1. 井ノ口松之助 兵法要務武道図解秘訣 1890年

は農民であるから識字率が低い。そしてもし農民が自身の訓練をしていれば逮捕されていたであろう。こんな何の役にも立たない当身術が殺戮手段として採用される道理が無い。その様な歴史は我が国には無い。

また「活法」と称して治療法を記した史料は無い。復活法としての蘇生法だけである。

明治23年に出版された「兵法要務武道図解秘訣」には活法及び殺法の定義が書いてある。

「殺法」あるいは「殺活」とは、拳法の秘蘊であり、「活法」とは蘇生するの術である。

決して「文武」や「殺戮手段」「医療」などではない。間違いである。

## 5. 誤解の検討

ここで、「活法」「殺法」が、なにゆえ日本の武術と医術の発展の歴史と関係がある様な誤解を生じてしまったのか検討したい。

### 5-1 日本国の武と医の主な歴史

まず、我が国では戦争の用術に関して「兵法」という言葉を使っている。

或いは「軍(いくさ)」「戦(いくさ)」「兵(つはもの)」である。武術という語もない。

日本国の兵法は、元より存在していた野戦中心のものが朝鮮との戦争を繰り返す事によって徐々に複雑化され、大陸兵法の輸入により進化した経緯がある。

『古事記』に、中国から『千字文』『論語』が輸入されたとあり、年代の論議は別としても、600年代には中国大陸から本格的な兵法や思想が導入されていた。千字文には中国人が尊敬すべき武将の名があり、論語には戦国時代の悲哀が記してあるから、兵法が輸

入されている証拠として十分である。

偏執的ではあるが「武術」ではなく「兵法」と記述するのは、武術という言葉は兵法の一部であり、非常に狭義であり、近世以降の三国志演義や物語の中で使われる俗語である。

伝来されたものは「兵法」であって武術ではない。

兵法は、『孫子』『墨子』『呉子』『尉繚子』などの兵書により輸入された。

これら兵書は、個人戦など関係なく、軍師が帝王に向けて「戦争とは斯くあるこういうもの」と諭すための著書であり、軍師が帝王に対して行うプレゼンテーション冊子と言っても良い。

帝王は全軍の指揮をし個人戦をしないから個人で行う「武術」の記載は無いのである。

我が国の兵法は、初めて兵学者として幕府に抱えられた小幡勘兵衛の弟子、山鹿素行が有名である。小幡勘兵衛には、北條氏長と佐々木秀矩という弟子も居り、北條氏長には宮本武蔵も師事した記録がある。

山鹿素行の弟子には浅野(内匠頭)長矩、大石(内蔵助)良雄らも居り、『武道初心集』を著した大導師友山も居た。

『武道初心集』『馬術』編に「近代の武士の義は、太刀鎗扱は馬術を肝要と心がけて稽古つかまつり候。そのほか弓、鉄砲、居合、和術など申す萬の武芸、共に年若き武士は朝暮の勤めと致し、習い学び尤もに候。」とある。<sup>3)</sup>

『葉隠』は武士の道を説いた山本常朝の著書であるが、山鹿軍学を批判的に書いている。

この2冊はともに西暦1700年前後に著されており、官軍の兵法という側面はすっかり無く、関ヶ原以降の太平の世の中で育まれた「太平兵法」「民間兵法」の様相である。

兵法は、太平の世の中で発達する性質を持つ。

戦乱の中で臨床経験を積み上げ、勝敗の分析が為されるが故に発達できるのである。

さて個人戦術である「武術」を考えたい。

我が国の歴史上では、竹内久盛が1532年(天文元年)に興した「竹内流柔術」が最古であると考えられている。兵法が個人戦術を説く、いわゆる武術書が記されたのは、江戸時代以降。

『兵法家伝書』は、柳生宗矩が寛永9年(1632年)、徳川家光のために著された。

『不動智神妙録』『太阿記』は、禅僧沢庵が柳生家のために著した。

『五輪書』は、宮本武蔵が正保2年(1645年)に著した。

およそ武術書、武芸書の古典はこれらのことであり、他の多くはこれらの写本などの影響を受けたもの

である。

特に、後の武芸書、武術書に影響を与えたのが、『太阿記』の一節である。

『夫通達者。不用刀殺人。用刀活人。要殺即殺。要活即活。殺々三昧。活々三昧也』<sup>4)</sup>

(それ通達の者は、刀を用いず人を殺し、刀を用いて人を活かす。殺すを要らば即ち殺し、活かすを要らば即ち活かす。殺々三昧、活々三昧なり)

『通達人の者とは、兵法通達の人を云ふ。不用刀殺人とは、刀を用いて人を斬ることをせねども、人皆此理に逢ひては、おのれとすくみて、死漢となるが故に、人を殺すの必用なきなり。用刀活人とは、刀を用いて人をあひしらひつつ、敵の働くに任せて見物せんと己が儘なり。要殺即殺。要活即活。殺々三昧。活々三昧也とは、活さうとも、殺さうとも自由三昧なりとなり』

これがすなわち、活殺自在の出自である。この時代の書に「活」「殺」に直接「法」と付いた熟語は見つけることができない。

「竹内流柔術」の伝書にはおそらく「殺活法」という項目のものがあるといわれるが、元和6(1620)年以降の二代目か、寛文3(1663)年以降の三代目による追記、或いは後生の者の追記であると考えられる。

現在まで続く竹内流の公式の歴史認識には「流祖による腰之廻を2代3代により補充、その他、羽手(柔術)、棒、抜刀、剣法、薙刀、殺活法、兵法などを編み出し、「三徳抄」をまとめ、師弟、門弟間の規範、門人取立の作法、免許の基準を定め、竹内流はこの三世代によって完成されたと云われています。」と、ある。<sup>5)</sup>

さて医学の歴史を検討したい。

日本においては古代の医書の記録は無い。呪術、祈祷のたぐいが医学的行為として行われていたに過ぎない。中国では前漢に『黄帝内経』、後漢には張仲景により『傷寒雜病論』が編纂されており、現在でも医学書のバイブルとして用いられている。

西晋の陳寿が著した『三国志』「魏書 第三十卷 烏丸鮮卑東夷傳倭人条」にも、当時の日本国の様子が描かれており、有名な「卑弥呼」が「親魏倭王」の称号を与えられた記載もある。

また「男子無大小皆鯨面文身」という記述は、日本国の男子は大人や子供の差が無く、顔や身体に入れ墨をしていたという、西暦230年代には、入れ墨の技術が存在していた事が判る。

西暦600年頃には、中国大陸、朝鮮半島、日本国は、戦争や輸出入、全ての関連が濃厚となる。我が国

には既に高度な造船技術があり、軍事関係の伝達や依頼を主にしていたが、律令制度や先進文化を輸入する目的で遣隋使・遣唐使を派遣し始めた。

そもそも遣隋使は、隋と国交を結ぶことにより、任那を新羅より奪回する為のものであった。

任那を配下においていた日本国は、すでに兵法を持っていたが、田舎兵法にすぎず、権力者は中国大陸のレベルの高い兵法、軍学、法律、医学、薬学、工業、農業などを吸収したかったものと推察される。

医学は、律令制度に於いては宮内省管轄の典薬寮(くすりのつかさ)、武家の世に至りては、若年寄配下の御用医師などが臨床研究をして発達させた。

兵法は兵部省管轄の兵馬司、或いは隼人司、左右衛士府、左右馬寮などが研鑽し、武家の世に於いては、全人が工夫を凝らして発達させたのである。

医学の分類に関しては、感染症などの「疫病系」と、事故やケガなどの「損傷系」の二つに分ける事が出来る。薬品が必要な「疫病系」は裕福な階級が、戦争や訓練などでケガが絶えない「損傷系」は兵士や庶民の間で発達したと考えらる。

『黄帝内経』や『傷寒論』などは科学的考察法、感染症の薬学などが主であり、民衆向けではなく、帝、官人、公人に対する伝承学問としての医学であった。

これらの学問をトップが学び、その配下が学び、その配下の配下が学び、そのまた配下から地域の僧侶や庄屋が学び、これを地域の民に施していく伝搬形態があった。

正式なものではなく、伝達者が識学でなくてはならない。文字で、記憶で、イラストで伝承していく過程から、識字も重要な関与をした。

丹波康頼により984年(永観2年)に朝廷に献上された『医心方』は、多くの漢方医学書の写本であった。宮中に保管されていたが、正親町天皇により、1554年、典薬頭半井家に下賜された。

この頃、医聖の曲直瀬道三が出現した。数百人の門人に医術を教え、著書も『啓迪集』『薬性能毒』『百腹図説』『正心集』『指南鍼灸集』『弁証配劑医灯』など数多く残している。

日本医学中興の祖、曲直瀬道三は、天文15(1546)年、京都に啓迪院という医学校を創建し、永禄9(1566)年、毛利陣営において従遊の徒に医学を広める目的で『雲陣夜話』を編述した。

曲直瀬の医学は、李(朝鮮)・朱(明)の医学が基盤であった。

遣唐使が廃止されてから、大陸の医学を修得して来たる者は、僧侶に限られなくなった。

医師という職業の者が、医学修得を目的として留学

する場合も増加した。

戦国時代後期にはポルトガルから異教徒が渡来し、江戸初期にはオランダから医学の専門家も入ってきた。眼鏡やタバコが輸入されたのである。

また、戦国時代には巷にあふれた怪我人を民間レベルで治療する自称医師の活躍があった。

金属の武器による創を治療する事から「金創医」と呼ばれていた彼らは、怪我や疾患を治癒させて名声を得ることにより、大名のお抱え医師を目指した。出世の一手段でもあった。

彼らにとっては知識よりも、実績が重視された。

学問知識や資産、家名が重視されるご公儀医学と、治療実績や経験が重視される民間医学が各々発展していくのと同じくして、孫子墨子などの学問知識や俸禄、家名が重視される旗本兵法と、戦闘実績や経験が重視される民間兵法が各々発展していくのである。

この民間医学の「金創医」が、現在の整形外科医もしくは柔道整復師の元祖であると考えられている。戦地に於ける兵士の治療法が武術の家の伝書に残されていれば、民間で実務経験重視の医学と、戦争に於ける武術の合流が行われる。

そう想像した者が居るならば、この史料を発見したい気持ちは理解できる。

しかし、医学は医学専門の発展を遂げ、武術は武術専門の道を遂げたのである。

中途半端な合流は、見つけることができなかった。

## 5-2 活法殺法の出自と医術武術との比較相違

活法と殺法の語の出自として推察されるのが活殺の法である。

活殺の法とは軍馬の用法であり、国家が戦争に勝つための殺戮技術である。

兵法があって、その用兵の一手段として言葉されるのが活殺である。

新渡戸稲造博士の著書『武士道』に、武士の仁愛とは、生殺与奪の権力を背後に有する愛であると記してある。<sup>6)</sup> 或いはまた、絶えず正しき作法を修むることにより身体のすべての部分及び機能に完全なる秩序を生じ、身体と環境とが完く調和して肉体に対する精神の支配を表現するに至る、とある。

これが本来の活殺の「活」の法であり、活殺を武の直接行動の法と誤解したのは『太阿記』の文章に影響を受けた者の「活人」という語の誤用であると推察できる。

戦国時代の武術の書といえば、先述の、宮本武蔵『五輪書』か、柳生宗矩『兵法家伝書』が有名である。まず『五輪書』には「殺」という文字はなかなか無い。

『兵法家伝書』には「一人の悪をころして万人をいかす」法として上巻を「殺人刀」と名している。これに対して下巻は「活人剣」と名付けてある。しかし、相手を撃ち殺さない方法ではなく、更に兵法を練り、完全勝利を導くための手段を記してあるのである。

この中には無刀の位（素手の小具足術）も含まれているが、人を活かすような内容ではない。

しかし最後しか読まない者にとっては「人をころす刀、却って人をいかすつるぎ也」という文を読んで誤解してしまうであろう。<sup>7)</sup>

活法と殺法は、活かす法と殺す法ではない。

推察するに、西洋医書に記載された、気絶した者に対する蘇生術を「活法」と訳したため、対する言葉の「殺法」を持ち出して来てしまったのではないか。

活法に対して殺法の語の用いられ方が些少であることにも甚だ疑念が湧くものである。

## 5-3 言葉の比較と変遷

延享3年に出版された『骨継療治重寶記』には、治療法の名称を「損傷治法」と言う。

脱臼も「出臼」と名している。<sup>8)</sup>

文化4年に出版された二宮彦可が著した『正骨範』は骨折脱臼の治療法を記したものであるが解剖学的であり現在にまで正しい治療法として読める。然るに、治療法に関しては「治法」とある。<sup>9)</sup> そして挿絵は全て中国風である。

嘉永6年に江戸横山町三丁目の書物問屋和泉屋金右衛門から『軍陣備用救急摘方』が出版された。ここでは「金創（きりきず）」「閃挫（くじき）」「打身（うちみ）」「骨折」の他に、日射病、凍死や溺死（仮死）の蘇生法として「救う心得」という語で記してある。<sup>10)</sup>

明治27年東京神田区の弘文堂から守永兵治氏が『日本柔術活法詳解』を出版。ここでは日本の伝統武術である柔術に伝わる仮死者に対する蘇生法として「活法」を詳解しておるつもりであるが、第九章「結論」に至りて「生理解剖の学理実際に通熟したる者に非ずんば之を悟了する難しとす」とある。<sup>11)</sup> またこの活法を習得するにあたっては比較解剖学（コンパレーティブアナトミー）を勉強しなければならないと説く。最早柔術ではない。また、第八章「殺法」に於いては「殺法又曰く當身之法」とある。<sup>12)</sup> これは人体の正中線上にある急所に対する打撃技術を用いて敵を制圧する法なのであるが、その急所がしたためであるばかりで、何ら殺傷効力はない。

流派の技術を誇大表現しているに過ぎない。

参考までにこの年の内閣総理大臣は伊藤博文である。そしてこの年から日清戦争が開戦している。眠れる獅子と言われた支那と戦争を行う時勢なのに、素手

で身体の一部を突きあげて殺す法だと言うのは、これが現実味を持たないのは明白である。

大隈重信が内閣総理大臣となった大正時代には、武勇館出版部から奥村忠春氏が『速成柔術講義録』を出版。『天神眞楊流柔術極意教授図解』は吉田千春氏と五世磯又右衛門の共著である。

ここには気絶した者に対する蘇生法として「背活法」「誘活法」「水活法」が記載されている。共に同じような図なので、出自は同じではないかと推察される。

すなわち、戦国時代から江戸時代中期において「活法」も「殺法」も語として存在を確認することができなかった。私の調査では、当然「殺法が武技そのもの」ではないし、「活法が治療法」でもないのである。特に「活法は近現代において仮死者に対する蘇生法の別称」でしかない。

戦国時代から伝わる伝統武術を継承している者にとって、「活法」も「殺法」も口伝が中心であったと言われるが、明治以降には文章化され、図解化され、出版されて公開している。

これは、先述した通り、武術が形骸化された結果なのである。

明治6（1873）年、文明開化で武術の意義が国民の感情から希薄化されていた時、廃藩置県によって生計を絶たれた武士たちは、木戸銭をとって武術を見せ物にした。

この年、元幕府講武所の剣術教授方である榊原鍵吉は、相撲興行を模倣し、浅草左衛門河岸において「官許撃剣会」を興業した。これが大成功し、「柔術会」「馬術会」が続々と見せ物興業を始めたのである。

ところが無頼浪人が多数集合する危険を鑑み、大蔵省事務総裁であった大隈重信が撃剣興行の中止を命じたのである。

しかし明治10年、西南戦争において、警察官の中から「抜刀隊」が編成され活躍すると撃剣代の勇猛さが求められ、13年には撃剣会が復活する。

この年、幕府講武所柔術教授方の天神眞楊流福田八之助の道場兼接骨院を嘉納治五郎が継承した。明治15年、嘉納治五郎は下谷に「柔道を講ずる館」として講道館を設立する。

多くの柔術道場は講道館を目の敵にし、自分の道場の有効性や有能性を宣伝しなければならなくなった。

ここに、柔術界の医学的伝承論における講道館設立以前、講道館設立以降に違いが出るのである。設立以前には「殺法」「活法」など無かったはずなのに、設立以降には出現するのである。

明治28（1895）年、平安遷都1100年を記念し、平安神宮を造営する際、桓武天皇以来の尚武の精神を

振興するものとして「大日本武徳会」が設立された。

この頃から「術」が「道」へと昇華されていくのである。

#### 5-4 喝法

禅僧沢庵和尚は、迷える者に「喝」を説いたという。

唐の時代の禅宗にあつて、臨済和尚の「喝」、徳山和尚の「棒」が有名である。

迷える者に対して、大声で気づかせる方法、棒で打ちたたく方法などがあるという事である。

本来、棒で叩く事が「喝」なのではないが、意識混濁の際、気付けをする法が、武術の用語で「喝」という語を用いられていた。

『太阿記』の著者も、柳生宗矩も、宮本武蔵も、みな禅宗を修めていた。

国語においては「活を入れる」という語が柔術における蘇生法であると定説になっている。

「活」を入れるという言葉はあっても、「殺を入れる」言葉は無い。「殺を出す」のも無い。『天神眞楊流柔術極意教授』における「活法」を参考にしたい。



図2. 天神眞楊流柔術極意教授

「背活法 死者の後に図の如くかまえ、両手にて肩を持ち我が膝節にて死者の背中を二三度うち、水を与えて大声にて呼ぶと同時に中をたたくと蘇生す不思議なり。」13) これを読むと「活を入れる」というのは「喝を入れる」という言葉の方が本来である。

同時に「殺法」に対しての「活法」なのではなく、仮死者を復活させるための法である意味で「活法」と名されたのがわかる。

#### 6. まとめ

武術より発展した殺法と活法の歴史が、医術と武術の関連歴史にはならない。

そもそも「活法」「殺法」という言葉は、古来日本には見受けられない言葉であり、武に対しての医という相関図ではなく、これを伝承した者の誤解であったのだと推察される。

明治以降の柔術書籍には、ほぼ「活法」に対して、当て身技の急所図解としての「殺法」が記載され、二極的発想から生み出された現代語である事もわかった。

「殺」という語は我が国民性が敬遠する語であり、古典では、殺す法をあえて「兵法」と呼んでいた。問題にした、このテキストの記述は誤りであると考えられる。

これは、柔道整復師の業務や資格には何ら影響を与えるものではないが、柔道整復技術が、古典に依存している術理なのではなく、近代医学の背景を持った業務であるという誇りは、持ってもよいと確認したものである。

#### 引用文献

- 1) 社団法人全国柔道整復学校協会監修 『柔道整復学 理論編』改訂第5版 南江堂 2009年 p. 2
- 2) 老松信一 『竹内流腰の廻り創始にみる初期柔術の生成過程』 武道学研究 第2巻 第2号 財団法人日本武道館 1970年 p.19
- 3) 大道寺友山 『武道初心集』 武士道集 上巻 春陽堂 1934年 p.303
- 4) 柳生宗矩 『兵法家伝書』 岩波文庫 1985年 「太阿記」は『兵法家伝書』より引用
- 5) 竹内流柔術式ホームページ URL<http://www.takenouchiryu.com/jp/Curriculum/>
- 6) 新渡戸稲造著 矢内原忠雄訳 『武士道』 岩波文庫 1987年 p.53
- 7) 柳生宗矩著 渡辺一郎校注 『兵法家伝書』 岩波文庫 1985年 p.119
- 8) 高志鳳翼 『骨継療治重宝記』 整骨・整形外科典籍大系2 オリエント出版社 1983年 p.360
- 9) 二宮彦可 『正骨範』 整骨・整形外科典籍大系3 オリエント出版社 1983年 p.322
- 10) 平野元良 『軍陣備用救急摘方』 整骨・整形外科典籍大系5 オリエント出版社 1983年 p.17
- 11) 守永兵治 『日本柔術活法詳解』 弘文堂 1894年 p.50
- 12) 守永兵治 『日本柔術活法詳解』 弘文堂 1894年 p.43
- 13) 奥村忠春 『天神真楊流柔術極意教授』 中川利鬼作印刷所 1916年 p.90

#### 参考文献

- (1) 稗田阿禮・太安万侶録 神田秀夫校注 『古事記』 朝日新聞社 昭和58年
- (2) 舎人親王撰 坂本太郎校注 『日本書紀』 岩波文庫 1994年
- (3) 宮本武蔵著 渡辺一郎校注 『五輪書』 岩波文庫 1986年
- (4) 周興嗣著 安本健吉註解 『千字文』 岩波文庫 1989年
- (5) 前田勘太夫 『竹岡式接骨術』 三秀社 1921年
- (6) 大串忠常 『天神真楊流柔術極意』 報国館
- (7) 石井市郎治 『接法秘範 柔整術』 柔道整復術研究所 1922年
- (8) 各務文献 『整骨新書』 整骨・整形外科典籍大系3 オリエント出版社 1983年
- (9) 佐伯有義編 『武士道全書』 時代社 1942年
- (10) 高柳光寿編 『日本史辞典』 角川書店 1989年
- (11) 村上直監修 『日本史資料総覧』 東京書籍 1986年